



こうばるから

こんにちは

第6号
こうばる強奪を
許さない



石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 通信

2016年6月3日

【目次】

1.	石木ダムの状況	1
(1)	第2次収用委員会の実質審議にストップ!	1
(2)	2016年2月2日「団結して闘う」 長崎地裁佐世保支部に505人が工事差止仮処分申立。	1
(3)	2016年2月25日、衆議院予算委員会 真島省三衆議院議員質問	2
(4)	4月18日 石木ダム計画変更 工期6年延長	2
(5)	4月25日、原告・代理人が陳述! 石木ダム事業認定取消訴訟第1回口頭弁論	2
(6)	5月11日、長崎県、反対地権者9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地を県収用委員会に裁決申請 こうばる強奪は許せない!!	3
(7)	5月16日、長崎地方裁判所佐世保支部にて工事差止仮処分第1回審尋	3
2.	石木ダム事業認定取消訴訟第1回口頭弁論 意見陳述	5
(1)	岩下和雄氏	5
(2)	松本好夫氏	6
(3)	鍋島典子 弁護士	8
(4)	平山博久 弁護士	10
(5)	馬奈木昭雄 弁護士	11
3.	原告団事務局が発足しました。	12
4.	マスコミ報道	14
(1)	長崎新聞 2016年5月12日	14
(2)	長崎新聞 2016年5月13日 論説	16

1. 石木ダム現地の状況

(1) 第2次収用委員会の実質審議にストップ!

長崎県は「事業認定で公益性は認められている」として「石木ダムの必要性について原点からの話し合い」の要請を拒否し続け、13世帯の反対地権者を立ち退かせるための手続きを次々と進めてきています。すでに昨年8月24日には4件の土地（農地）を収用してしまいました。4家屋を含む4件の土地を対象とした第2次収用・明渡裁決申請を審理する収用委員会の開催が10月7、9日に予定されていましたが、13世帯と支援者は「収用委員会は事業認定に基づいて土地を奪うことを追認するだけ」として中止要請行動をおこない、収用委員会の開催を中止させました。その後も現在に至るまで第2次収用委員会の開催が試みられていますが、地権者は開催中止要請行動、出席拒否行動を続けています。実質的な審議はストップしたままの状態にあります。

(2) 2016年2月2日「団結して闘う」 長崎地裁佐世保支部に505人が工事差止仮処分申立。

石木ダム建設絶対反対同盟の皆さん、共有地権者を初めとした支援者の皆さん、総勢505人が石

木ダム事業に関連する工事の差止めを求めて、長崎地方裁判所佐世保支部に石木ダム工事差止仮処分を申し立てました。決起集会を開き、闘争宣言を明らかにしました。

この申立ては「石木ダム事業によって人格権が侵害される」とする人ならば誰もが申立人になれることから、石木ダムに危機感を感じている多くの皆さん 505 名が申立人になりました。

当日の報告・実況ビデオ、闘争宣言、申立書、マスコミ報道等は下記 URL から見るができます。

<http://suigenren.jp/news/2016/02/02/8171/>

これからも申立人の追加が随時可能です。石木ダム事業に危機感を抱く方は、同封の案内をご覧ください。いただき、是非、申立人になってください。

(3) 2016年2月25日、衆議院予算委員会 真島省三衆議院議員質問

石木ダム問題に取り組んでいる真島省三衆議院議員（日本共産党）が2月25日の衆議院予算委員会で石木ダム問題について質問を行いました。

土地収用法の適用は、長崎県が地権者と交わした覚書「建設の必要性が生じたときは、改めて甲（長崎県東彼杵郡川棚町字川原郷、岩屋郷、木場郷）と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。」に違反していること、過大な水需要予測、治水上も不要であること・・・などを指摘した上で、「13世帯60人が奪われるものはいわゆる私有財産だけでなく、将来の人生すべてである。こうばるで培われた生活はこうばるにしかない。それも必要性のない事業で将来の人生すべてを奪うことは憲法で許されるのか。このような事業を中止できるのは大臣しかいない。政治家としての回答を求めると、石井啓一国交大臣の見解を求めました。石井大臣はこの答弁で「理解を得ることは必要」を何度も繰り返しました。

(4) 4月18日 石木ダム計画変更 工期6年延長

国土交通省は、長崎県から提出されていた石木ダムの工期を2016年度から2032年度へ6年間延長する計画変更（石木ダム全体計画の変更）案を了承することを4月18日に長崎県に回答しました。佐世保市は3月16日に厚生労働省に対して「長崎県から工期変更の申入れを受けたが、本市の事業計画の見直しの必要はなく、今後も事業参画を継続する」と報告していました。

石木ダムの計画変更の是非について、科学的な精査がされれば、「石木ダムは必要性がなく、中止」という結論に至るべきものです。しかし、諮問を受けた長崎県公共事業評価監視委員会や、個人としての意見を求められた長崎大学名誉教授 武政 剛弘氏（佐世保市上下水道事業経営検討委員会委員長）は、「ないよりはあった方がよい」という程度の視点で計画変更を容認しました。「石木ダム事業がもたらす弊害」、「13世帯60人の生活破壊」を踏まえて、「石木ダムが本当に必要なのか」を根底から考えるべきでした。

まったく無意味な石木ダム事業によって、13世帯60人はダム絡みの生活を強いられて続けていくのです。こんな人権破壊があってはなりません。

*：詳しくは下記 URL を参照願います。

<http://suigenren.jp/damlist/dammap/ishikidam/#sasebokeizoku>

(5) 4月25日、原告・代理人が陳述！ 石木ダム事業認定取消訴訟第1回口頭弁論

4月25日午後2時、長崎地方裁判所で事業認定取消訴訟第1回口頭弁論と執行停止申立審理が開かれました。多くの原告と傍聴者が駆けつけ、法廷に入りきれないため、法廷に入る人は抽選となりました。



口頭弁論では、原告2名（岩下和雄氏・松本好央氏）と代理人3名（平山博久弁護士・鍋島典子弁護士・馬奈木昭雄弁護士）が意見陳述を行いました。

口頭弁論に先立ち、地裁前で門前集会を持ち、原告代表として岩下和雄氏、弁護団代表として馬奈木弁護団長が事業認定取消し訴訟にあたっての決意を述べました。

終了後に長崎市役所内の会議室において、弁護団から第1回口頭弁論までのいきさつ、訴状に対する被告側の答弁書の趣旨と問題点、次回口頭弁論は7月19日午後3時から、・・・等が報告されました。参加者からは、5人の意見陳述内容が素晴らしかったと称賛の声が聞かれました。

第1回口頭弁論の詳しい情報（裁判報告、訴状、被告答弁書、原告・代理人意見陳述書、マスコミ報道等）は水源連ホームページ下記URLに掲載してありますので、ご覧いただきたく思います。

<http://suigenren.jp/news/2016/04/30/8378/>

この訴訟にあたっての想いを語った原告・代理人の意見陳述書を「2 石木ダム事業認定取消訴訟 第1回口頭弁論 意見陳述」に掲載します。

(6) 5月11日、長崎県、反対地権者9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地を県収用委員会に裁決申請 **こうばる強奪を許さない！！**

5月11日に長崎県が未買収地すべてを対象とした収用裁決申請を長崎研収用委員会に提出しました。

報道によると、今回の対象地は石木ダムの建設予定地のうち、貯水池となるおよそ9万㎡で、起業者が考える補償額は8億5千万円とのこと。13世帯60人の皆さんの生活を随分と安く見積もったものです。金に換算できるものではありませんが、1人の心臓移植に3億円は要する現在、地権者の生活の価値は、起業者がいう石木ダム代替え案との差額70億円を遙かに超えるのは明らかです。人が生活している価値を考えるならば、その生活を破壊してまでの公共事業はあり得ないのです。

収用委員会が裁決を行った場合、県は、それから180日以内に土地や家屋を明け渡すよう地権者側に求めることになっています。

虚構の必要性をつくり上げて、立退きを拒否する住民を追い立てる、それはまさに「**強奪**」そのものです。長崎県と佐世保市による「**こうばる強奪**」です。13世帯60人の生活だけでなく、私たちの将来を守るため、「**こうばる強奪**」は全国の皆さんとの連帯で阻止しましょう。

この問題に関する新聞報道を別掲します。

(7) 5月16日、長崎地方裁判所佐世保支部にて工事差止仮処分第1回審尋

仮処分の審尋は非公開なので、住民側は申立人（債権者）と代理人しか法廷内に入ることができません。それでも部屋が狭くて十数名の申立人（債権者）が入廷できず、待合室で待機ということになりました。

この日の法廷は、主張書面と疎明資料（証拠書類）を確認した後、実質審尋に入りました。

まず、裁判所は私たちに、差止めの対象工事を特定することを求めました。

その点については

- ① 債権者が把握している情報だけでは工事の特定が困難であることを踏まえて
- ② 債権者主張を補足する形で、債務者からも工事の特定に必要な情報を提供する。
- ③ その上で差止めを求める工事を特定していく。

ということになりました。

裁判所から当方に出された宿題は、

- ① 債権者のうち、所有者・居住権者の場所と工事対象地の関係を明らかにすること
- ② 務者らの答弁書に対する反論を行う。特に行訴法44条、保全の必要性について反論すること*1。

でした。

今回は、事業認定取消訴訟期日と同じ日の午前にということで、7月19日（火）11時から12時までとなりました。

この日は、終了後に長崎地方裁判所に移動して、午後3時から事業認定取消訴訟第2回公判となります。

第1回審尋の詳しい情報（審尋報告・訴状・被告答弁書、マスコミ報道等）は水源連ホームページ下記URLでお読みください。

<http://suigenren.jp/news/2016/05/18/8449/>

◎*1：解説

債務者側（長崎県・佐世保市）は、当方の申立書に対する答弁書の中で、裁判所に以下の理由を挙げて「申立却下」を求めています。

その理由への反論を7月5日までに裁判所に提出することになります。

1. 行政訴訟法44条で「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法に規定する仮処分をすることができない。」とされている。「石木ダム事業は長崎県と佐世保市の事業＝公権力の行使にあたる行為」であるから、差止仮処分はできない。
2. 「差止によって保全されるという権利」について、
 - ①私法上の権利と言えない、
 - ②具体的な権利侵害事実もない、
 - ③保全の必要性もない

上記に対する弁護団の考え方は、簡単に記すと以下のようなことになるということです。

《弁護団の説明》

- 1 今回の差止の対象は公権力の行使としての事業認定処分それ自体ではなく、事実行為としての工事それ自体であるから、行政事件訴訟法44条に抵触するものではない。
- 2 裁判所は、①私法上の権利性・②権利侵害性については特に詳細な反論を求めなかったことに照らせば、長崎県、佐世保市が主張する権利侵害がないとの部分に理由がないことが明らか。③保全の必要性は今工事を止める必要があるか否かという問題です。いつ工事が再開されてもおかしくない状況（法律上の障害はない）である以上、保全の必要性があることもまた明らか。
但し、工事の特定との関係でいつ再開・着工されてもおかしくない工事がどの工事であるかという特定の問題は残るため、この点については債務者からの情報提供を待った上で特定していくことになる。

2. 石木ダム事業認定取消訴訟第1回口頭弁論 意見陳述

(1) 岩下和雄氏

1) はじめに

私は、ダムが出来ると水没が予定されている地域に住んでいる地権者の一人で、岩下和雄といっています。今日は、この裁判で問題となっている石木ダム建設が私たち住民の声をいかに無視し続けてきたのかについてお話しさせていただきます。

2) 石木ダム建設反対運動にかかわってきた経緯

私が住んでいる川原（こうばる）地区は、町の中心地から約5キロ、車で7～8分の距離にあり、ほとんどの世帯が町内で仕事をしています。休日は田畑を耕し、過疎とは無縁の住みやすい地区です。13世帯約60名余りの住民は、本当に仲がよく、毎年恒例のほたる祭りは全員で作り上げ、毎年みんなで小旅行にでかけています。

私が中学生のころ、石木ダム建設計画を初めて知りました。今から54年前の1962年、県が地元住民に無断で測量調査を行ったときでした。その後、私は17歳で父を亡くし、世帯の代表として父親世代の方々に混じりダム反対闘争にかかわってきました。

私が長年、反対闘争に力を注ぐのは、県や町が私たちの声に耳を貸さず、ダムが真に必要なかという議論をせぬまま、13世帯の生活と人生が強制的に奪われていくこと、先祖より受け継いだ隣人愛あふれる故郷が破壊されていくことへの悔しさがあるからです。

3) 対話のない民主主義～ダム建設反対の闘争40数年の歴史

石木ダム建設計画は、50年間続いています。これが民間企業の計画であれば当然に中止されているはずですが。なぜ、ダム建設は中止されないのか。それは、膨大な税金が投入されても腹が痛まない行政が掲げる計画だからです。建設ありきの計画で、その予算を他に有効活用することなど考えていないのです。

この計画は、長崎県が地元が無断で湛水線の測量調査を開始したことが始まりですが、その調査は地元の抗議で中止させました。

10年後の1971年、長崎県は川棚町に石木ダム建設のための予備調査を依頼しました。このときの調査はダム建設を前面に出さず「石木川の河川開発調査」と名を変えていました。説明会は物別れに終わりましたが、当時の川棚町長が「地質調査は河川開発の一環です。あくまで調査であってダム建設には直接つながりません。」「地元が反対するならばダムはできません。」「地質調査だけでもさせてください。」と何度も土下座したのです。何度も土下座する町長の姿を見た長老たちは、長崎県と「ダム建設の必要性が生じたときは、書面による同意の後着手する」、川棚町とは「県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制収用等の行為に出た場合は、町は総力を挙げて反対し、作業を阻止する行動をとることを約束する。」と覚書を交わし、調査に同意しました。しかし、ダム建設に同意したわけではありません。ダム建設は、私たちの生活と人生を根こそぎ奪うのですから、覚書は当然のことを約束したにすぎません。だからこそ長老たちも、県と町を信頼したのです。

しかし、私たちは、その2年後、報道で石木ダムの建設予算がついたことを知らされます。まさに寝耳に水です。県や町と結んだ覚書は完全に無視されました。最低限の約束は守られないまま、計画は着々と強行されていたのです。

その後、県や町は戸別訪問を繰り返し住民の切り崩しを行いました。町は「石木ダム雑感」などの内部資料を作成し、金銭補償について「反対同盟がしっかりしている今こそが県と交渉がしやすい」「事業認定されると補償はもらえない」として、県や町職員による「酒食のもてなし」が、長老たちや住民に対して行われました。

1982年4月、長崎県は立ち入り調査を告示しました。そこで、私たちは「ダムの必要性から話しをしよう」と申し入れますが、県は「測量調査同意のお願い」と話題をすり替え、話し合いを拒否しました。その後、県は、7日間にわたり750名あまりの機動隊をこの静かな町に送

り込み、私たちが排除し、立ち入り調査を強行します。しかし、私たちは、7日間、座り込みで抗議しました。多くの市民、県民も支援してくれ、結局、県は調査断念に追い込まれました。

県は2009年11月、事業認定の申請を行い、翌年の2010年3月、付替え道路工事を強硬的に着手しました。これに対し、反対同盟は支援者と共に座り込みで4か月間工事入口を封鎖して抵抗しました。結局、県は工事中断を発表して、補助金をいったん国へ返納する事態となりました。

その後も、私たちは石木ダム検証会議に地元住民やダム反対の立場の有識者を参加させるよう要望しましたが、県関係者のみが集まった、たった3回の会議でダム必要との結論が出されました。

2012年4月には、国交省の有識者会議で「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望します。」との意見が付きましたが、その翌年に開かれた公聴会では、公述人20名のうち私を含む12名の反対意見にもかかわらず、事業認定が認可されました。

同じ年の12月「石木ダム対策弁護団」が結成され、支援組織4団体と共にダム必要性に関する公開質問書を県や佐世保市に提出し、話し合いを繰り返してきました。しかし、県や市は「ダム必要」を導いた根拠について、何ら真摯な回答をしていません。2014年7月、長崎県知事がこの40年間で初めて話し合いの場に参加し「今後も話し合いを続けていきます。」と約束しましたが、その同じ月、県は付替え道路工事に着手し、私たちの阻止に対して、県は通行妨害禁止の仮処分を申し立てるなど、県の強硬姿勢、住民無視の態度は続いています。

4) 今後の運動について

いま、お話ししてきましたように、県や町は最低限の約束である覚書さえ守らず、真っ向からの議論を避けるだけでなく、機動隊を導入したり、工事を強行したりしてきました。私たちの声はどこまで無視されるのでしょうか。これが、本当に民主主義なのでしょうか。県は、機動隊を導入しても、工事を強行してもへこたれず、何か月も座り込みをして阻止する私たち地権者や市民・県民が議論を求めていること、私たちを無視することに怒っていることに気づいているはずですが。私たちは、県の強行姿勢によって、どんどん結束を増し、支援の輪も全国に広がっています。県がむちゃくちゃなことをすればするほど、反対の声が広がることを思い知って欲しいと思います。県は事業認定の申請をすれば、地権者は同意するだろうと安易に考えていたようですが、事業認定されても私たちが動揺しないことに県関係者からも「話が違う」といった声が出始めているようです。私たちは「納得できないダム建設には絶対反対である」、「不要なダムの為故郷を売ることはあり得ない」という立場を貫いています。私たち反対同盟は一つの家族のようなもの、今後も協力し合って石木ダム建設に反対していく覚悟です。

以上

(2) 松本好夫氏

1) はじめに

私は、石木ダムが建設されれば家や仕事を奪われる川棚町岩屋郷川原（こうばる）地区に住む、松本好央（まつもと・よしお）です。

私たちの住み慣れたふるさとを永久に消滅させ、私たちの平穏な暮らしを根こそぎ奪い去ろうとするこのダム計画が、いかに愚かで人権を無視したものか、ダム水没予定地の地権者の一人として、そのことを裁判所にぜひわかってもらいたいと思い、きょうは意見を述べさせていただきます。

2) 私が生まれ育った川原と祖父の思い

(1) 私の家族は、祖母と両親、私と妻、そして4人の子どもたちの4世代9人で同居していて、川原13世帯の中では一番の大家族です。

(2) もともと、私の祖父は、川原から車で5分ほど石木川を遡った上流の中ノ川内（なかのこう

ち) という地区に住んでいました。

祖父は、そこに広がる棚田で米などを作り生活していました。

ところが、今から54年前の1962年、長崎県が、石木川にダム建設事業を計画しました。

祖父は、石木川流域の美しい自然を破壊するダム計画に反対でした。

- (3) 父が結婚し、孫の私が生まれた1975年、祖父は父と相談し、将来の子どもたちや孫たちのため、この素晴らしい川原の土地をずっと守り続けると腹を決め、川原のダム建設予定地に、あえて家を新築しました。

それから41年、私が子どものころから今日まで生きてきた年月は、川原の家、川原の豊かな自然とともにいつもありました。

- (4) 裁判官の皆様は、私が、生まれ育った川原に来たことがありますか。

春には菜の花が咲き乱れ、新緑の季節には緑が萌えるように輝いて小鳥がさえずり、初夏には蛍が飛び交い幻想的な光の世界に包まれ、秋には棚田が黄金色に染まります。

地区を流れる清流・石木川には、ここだけに生息している魚やカエルなどたくさんの貴重な生き物がいて、夏はたくさん子どもたちが訪れる格好の遊び場です。ぜひ一度、現地を見に来てください。

3) 私がダム反対運動に目を向けるようになった子どもころの原体験

- (1) この私たちが自慢とする川原の自然や暮らしを根こそぎ破壊し、コンクリートのダムに沈めてしまうのが、石木ダム建設計画です。

私が川原で生まれ育ったこの41年は、ダムとの闘いの年月でもありました。

私が、石木ダム建設を進める権力の恐ろしさを初めて体験したのは、今から34年前のことです。

当時、私は7歳、石木小学校の2年生になったばかりでした。

- (2) 1982年5月、濃紺の服を身にまとった大勢の機動隊が、突然、川原にやってきました。長崎県が機動隊を導入して実施した抜き打ちの強制測量でした。

彼らは、僕らの土地を測量し、杭を打ちにやって来たのです。

最初、僕らは、ただただ怖くて、怖くて、震えていました。

でも、大人たちは、杭を打たせまいと道路に座り込み、道を開けようとはしませんでした。

男性だけではなく、女性やじいちゃん、ばあちゃんたちも腕を組んで座り込みました。

僕たち小中学生も、自分の意志で学校を休み座り込みに参加しました。

地権者だけでなく、支援者も大勢駆けつけてくれました。

大人たちは、この土地を守ろうと必死で立ち向かいました。

- (3) それに対し、機動隊は、容赦なく、座り込みの大人たちをごぼう抜きにして力づくで排除していきました。

何人かの大人たちはけがをさせられました。

僕も、機動隊に抱きかかえられて、座り込みの列から排除されました。

それでも、大人たちは、歯を食いしばって、座り込みによる阻止行動を続けました。

そんな大人たちの姿を見て、僕たちも自然と手をつなぎ震える手に力を入れて「帰れ！ 帰れ！」と力の限り叫び続けました。

僕らの土地を守りたい、気持ちはただそれだけでした。

そんな行動が何日も続きました。

- (4) 長崎県は、とうとう強制測量の中止に追い込まれました。

地元住民の人権を無視し、無理矢理、強制的に進めなければ実現できないダムにどんな公共性があるというのか。

あの時の出来事が、私の反対運動の原点であり、今の私たちの団結力の原点となっているのです。

4) 不必要なダムによって生活基盤が奪われる理不尽さ

(1) あの強制測量から30年以上が経ちました。

この間、石木ダムがなくても何も困りませんでした。

ということは、普通に考えれば、ダムの必要性がそもそもないということではないですか。それなのに、私たちが反対し続けてきた石木ダム計画は、中止になるどころか、反対に、計画から50年以上経った今、強制収用手続きが進み、いよいよ本格的な工事に向けて動き出そうとしています。

なぜ今頃、50年前に計画されたものが動き出すのか、全く理解できません。

少なくとも、その土地で日々暮らしを営んでいる私たちの生活を奪ってでもダムを造る必要があることについて、納得のいく説明が行われたことは一度もありません。

国は、何の利益もないダムのために、私たちに犠牲になれというのですか。

私たちが愛するふるさとで住み続ける権利よりも、ダム工事をする行政や業者の権利の方が価値があるというのですか。

(2) 私は、今、父が個人で経営する小さな鉄工所で働いています。

コンベアーやローラーなどの部品、陶器を運ぶ台車や陶器を並べる棚などを加工、溶接するのが仕事です。

父の鉄工所は、川原の自宅の隣にあります。

ダムができれば、自宅とともにダムの底に沈みます。

そうなれば、当然、私と両親は仕事を失います。

ダムは、家や土地、豊かな自然といった物理的なものだけでなく、私たちの日々の生業（なりわい）といった生活基盤そのものを奪うのです。

5) 最後に

(1) 私の妻が18歳で初めて川原にやってきたとき、ギョッとした顔をしました。

田んぼや畑のあちこちに、石木ダム反対のでっかい看板があったからです。

私は、そのとき初めて知りました。

こんな看板だらけの景色が普通でないことを。

私は、生まれてからずっと、この景色が当たり前の中で育ったのです。

それが異常だったということに気付かなかったのです。

(2) 裁判官の皆様。

私たち住民が、先祖代々受け継いできた土地や家屋、生業、共存している生き物すべてを水の底に沈めようとしているのが、この石木ダムの建設計画です。

私の祖父は、「石木ダム建設白紙撤回」の願いもかなわぬまま、7年前に亡くなりました。

その祖父の思いを受け継ぎ、生まれ育ったこの土地を、子どもたちに残したい。

ごく普通の今の静かな暮らしを続けたい。

私たちの願いはただそれだけです。

私たちのわずかな願いを真正面から受け止めて下さい。

そして、ダム反対の看板のない、ありのままの川原の景色に戻してください。

以 上

(3) 鍋島典子 弁護士

1) はじめに

約2年半前の2013年9月、石木ダム建設事業について国の事業認定が行われました。しかし、この事業認定すなわち、この石木ダム事業の遂行は到底許されるものではありません。それは、この石木ダム事業が客観的にも不要な事業であり、まったくの税金の無駄遣いであることがすでに明らかであることもそうですが、なによりも、この事業の遂行によりもたらされる被害、この事業によって奪われるものが極めて重大な権利・利益であり、このような事業の遂行は法の

認める範疇外のことであって、憲法が認めるはずのないものだからです。

私からは、この点についてお話いたします。

2) 強制収用によっても奪うことが許されない利益

事業認定後約2年半の間に、長崎県はすでに一部の土地について強制収用を行いました。強制収用とは、土地収用制度にのっとり、憲法29条3項に規定されている「公共のため」と判断された事業について、権利者の意思を無視して私有財産を強制的に取得または、強制的に使用することができるという制度です。そして、「公共のため」と言えるか否かの判断は事業認定手続によって行われます。ですので、事業認定を申請するという事は、強制収用を実施することが前提となっているはずであり、「公共のため」とは、強制執行によって失われる利益と比較してもなお、事業によって得られる公共の利益が優越すると認められる場合に限り得られると考えられています。

ですが、土地収用制度が憲法29条3項を根拠に認められていることから明らかなように、強制収用が認められるのは、それが財産権の制限にとどまるからです。財産権以外の権利・利益の強制収用は、そもそも認められていないと考えます。

そして、まさに、石木ダム事業は、こうばるで暮らす13世帯54名の人としての生活を奪い、財産権を超えた権利・利益を強制収用手続によって奪うものであり、強制収用制度が想定していない事態なのです。

3) 奪われようとしているもの

石木ダム事業が奪おうとしているもの、本件事業によって失われようとしているものの一端は、原告2名の意見陳述により感じていただけたと思います。本件事業は、こうばるでまさに現在暮らしている彼らが、先祖代々守り続け、未来につなごうとしているこうばるでの生活そのものをすべて水の底に沈め、根こそぎ奪います。これまで連続と続いてきたこうばる地区の歴史、その家族の歴史が、ある日突然、消滅させられます。そこで奪われる権利・利益は、単に田畑や建造物としての居宅といった経済的利益ではなく、人が人として生きていく権利、まさに人格権の侵害です。そして、こと石木ダム事業は、13世帯54名もの人々の生活、そこで一つの地域社会を消滅させる許されざる事業です。

そのため、石木ダム事業は許されざる権利侵害をもたらすものであり、このような事業の遂行は法の認める範疇外のことなのです。

4) 石木ダム事業は未曾有の被害をもたらす事業であること

これまでも、空港建設事業やバイパス事業、道路拡張事業、河川改修事業などで事業認定の告示がなされた事業は多数存在します。そして、少数ではありますが、土地収用手続が行われた例も存在します。しかし、この石木ダム事業は、それらの事業と同様と考えることはできません。

あきる野市の圏央道予定地の土地収用や東九州道建設事業、さらには成田空港建設事業においても、これまでは、強制収用が行われる前に住民が任意で明け渡したか、せいぜい1軒の民家が強制収用されたにとどまります。東九州道建設事業では、収用されたのはミカン畑でした。

ですが、石木ダム事業は、13世帯54名の住居を強制収用しようとしているのです。このことの重大性・残虐性を、起業者らは理解しているのでしょうか。

その家で生まれ育ち、今の今まで生活をしてきたおじいさん、おばあさんを、家から引きずり出すのでしょうか。自分の部屋にたくさんの宝物を大切に保管している子供たちを、その部屋から引きずり出すのでしょうか。家族を守り、家を守ってきたお父さんも、お母さんも、機動隊らによって引きずり出されるのでしょうか。

そのような光景が、13世帯の家々で繰り広げられるのでしょうか。

そして、それを、日本の社会と憲法は許容するのでしょうか。

昭和26年に土地収用法ができてからこれまで、ただの一度も、社会生活を営んでいる一つの地域を、強制収用という方法によって破壊したことがなかったという事実が、まさにその答えなのだと考えます。

5) さいごに

裁判所には石木ダム事業の見直しを判断していただきたいと考えています。

以上

(4) 平山博久 弁護士

1) はじめに

私からは、石木ダムは客観的に不要である点について意見を申し上げます。

2) 長年に亘って完成していないこと

まず石木ダムの建設計画が出たのは1962年まで遡ります。

そして、本件事業認申請がなされたのが2009年であり、計画されるようになって事業認定申請までに実に47年もの時間を要しています。さらに、本件事業認定処分がなされたのが2013年であり、計画されるようになって実に51年もの時間を要した事業認定なのです。

そして、現在、2016年、当初計画から54年という長い時間が経過したにも関わらず、未だ石木ダムは完成していません。

真に客観的に必要な事業であれば、54年という長い歳月をかけるまでもなく、既にダムは完成しているはずです。

ですから、現時点でダムが未だ完成していない、その事実は石木ダムが客観的に不要であることを端的に示しているのです。

3) 多数の住民ら・世論の理解を得ていないこと

また、本件起業地に居住している13世帯約60名の方々は、石木ダムを建設することに同意しておりません。

本訴訟の原告数は100名以上に及び、長崎地方裁判所佐世保支部に係属している石木ダムの建設工事等差止仮処分の債権者数は、500名以上に及んでいます。

これだけ多くの居住者、地権者、国民が、石木ダムは不要であるとして、手続の当事者として立ち上がっているのです。

多数の住民ら・国民は、盲目的に反対してきたわけではありません。

失われるもの、奪われるものが極めて重大な権利・利益であることは先の代理人意見陳述で申し上げました。

それらの重大な権利・利益と引き換えに、事業によって得られる利益が客観的に明らかになれば、これだけ多くの人々が当事者として行動するはずがありません。また、事業により得られる利益が客観的に存在するのであれば、皆、事業に同意するのであって、事業認定申請・事業認定処分すら不要のはずです。

いまだ、多くの居住者・地権者・国民の理解を得られていないことも、石木ダムが不要であることを端的に示すものです。

4) 起業者が合理的な説明をできていないこと

ところで、石木ダムが、多くの居住者・地権者・国民の理解を得られていないのは、起業者が客観的且つ合理的な説明を拒否し続けてきたからです。

私たちは、居住者・地権者の理解を得たいとする起業者に対して、複数回にわたって、私たちが抱えている疑問点につき客観的な資料・客観的な事実に基づいて、明確に答えるようお願いをしてきました。特に、事業を進めるとの判断を行う長崎県知事・佐世保市長に対して、ご自身の言葉で居住者・地権者を説得できるだけの石木ダムの必要性を説明するよう求め続けてきました。

しかし、起業者、長崎県知事、佐世保市長は、いずれも、私たちの合理的な疑問について客観的資料・客観的事実に基づき明確に答えることができませんでした。

石木ダムを推し進めようとする起業者ですら、私たちが抱く疑問点に対して客観的に説明することができなかったのですから、そのような石木ダムが必要であるはずがありません。

5) 利水面・治水面のいずれにおいても不要であること

起業者が述べる利水面・治水から必要性についても、これまでの起業者の説明会を通じて、利水面においては客観的事実から目を背け、恣意的に石木ダムありきの数字合わせをしているに過ぎないこと、治水においても過去の水害の検証すら怠り、やはりダムありきの検討しかしていないことが明らかとなっており、石木ダムの必要性がないことは客観的に明らかです。

6) さいごに

そのような起業者の事業認定申請に対して、事業認定庁は、客観的事実・客観的資料に基づき、客観的な必要性がない、起業者によるダムの必要性は虚構に過ぎない、と判断すべきでした。

そうであるにもかかわらず事業認定庁は漫然と石木ダム事業を認可したのです。

本訴訟の審理を開始するにあたり、必要性のないことが客観的に明らかな事業によって先に述べた重大な権利・利益が失われてはならず、本件事業認定処分は取り消されるべきことを強く申し上げて私の意見陳述を終わります。

以 上

(5) 馬奈木昭雄 弁護士

ダム事業の違法性を考える視点

あまりにも当然のことですが、原告らが日本国民、長崎県民として有している基本的人権は、いかなる行政権力といえども、侵すことのできない永久の権利です（憲法第11条）。すべての国民は個人として尊重されなければならないのです（憲法第13条）。

しかし、今すでに原告や相代理人がこもごも訴えたとおりに、長崎県知事は公権力を振りかざし、原告らの「人としての尊厳」を土足で踏みにじろうとしています。

私は長崎県知事の一方向的な権力行為を見ると、有名な過去の一つの演説を思い起こしてしまいます。すなわち、1941年6月22日、ヒトラーの機甲部隊が突然電撃的にソ連の国境線を越え、ロシアの大地に侵攻した時、イギリス首相チャーチルは、その日の夜9時のBBC放送で全国民に次のように訴えました。

「今私の目に映っているのは、祖国の門口に立って、自分たちの先祖が幾世代にもわたって耕してきた田園を防衛しているロシア兵士たちの姿であります。私が見ているのは、そこで非常に苦勞して生活の糧を大地から得ており、またそこに人間の根源的な喜びがあり、少女たちが笑い、子どもたちが遊んでいるロシアの村々であります。さらに私の目に映っているのは、これらすべての上にナチの戦争機械が戦争の騒音をがちゃつかせながら、襲いかかっている情景であります。」そしてチャーチルは、イギリス国民と、さらに世界の国民に対して、このヒトラーの無法な攻撃に対し、一緒に戦い抜くことを呼びかけたのです。

私にはこのチャーチルが「私の目にいま映っている情景」として描いた映像が、そのまま石木ダムをめぐる、こうばるの大地と、そこに生活する人々に、長崎県知事が命じる重機が襲いかかっている情景と、まったく同じものとして重なって見えます。甲第3号証の写真集の笑顔の人々に対して襲いかかっている姿です。

すでに御承知のとおり、長崎県知事は諫早湾干拓工事を巡る紛争の中で、諫早湾周辺の漁民が勝訴した福岡高等裁判所の確定判決に基づき、国が判決に命じられた調整池排水口の開門を実行しようとしたことに対し、国に反対の立場を表明しました。その理由は、「はじめに事業ありきであってはならない。住民が納得できるように、充分説明を尽くすべきであり、その説明がなされないまま着工されてはならない」ということだと、私は理解しています。私は開門を求めた漁民の代理人ですが、この長崎県知事の主張には、私もまったく同意見でしたから、直ちに国・農水省との意見交換の機会などに「国は住民に充分説明を尽くすべきだ」と要求し続けました。

しかるに長崎県知事は、本件石木ダム建設の事業主体の立場に立つと、私の立場から見れば従来の意見を一転させて、納得のいく説明を求める地権者の声などに充分答えることをしないまま、一方向的に強権を振りかざし、事業着工を強行しようとしています。

私は、事業主体である自治体が、事業を行う場合の説明義務について、正面から判断した裁判

例として、私も原告代理人の一人として参加した、「牛深し尿処理場差止訴訟判決」（熊本地裁昭和50年2月27日判決、『判例時報』772号22頁）が最も適切だと考えています。この事件は、熊本県天草にある牛深市が、海岸に市民のし尿処理場を建設しようとして計画したのに対し、処理した排水を放流する予定地住民である漁民が建設差止を求めたものです。判決は次のように判断しました。

「本件施設から出る放流水によって湾付近海域が汚染される結果、漁業その他生活上の被害を生じる蓋然性が高いと予測されるから、本件し尿処理場の設置は永年漁場および生活の場として付近海域とともに生きてきた・・・原告らをして、その居住地、住居を生活の場として利用することを困難とさせるに等しく、このような場合には、たとえ本件予定地に建設されるものが本件施設のように公共性の高いものであっても、その建設を許容すべき特別の事情がない限り、受忍限度を越える違法なものとして建設差止が認められるべきであると解するのが相当である。」

さらにその「特別の事情」の在否について、「牛深市は事前に環境影響調査を行って、本件施設が設置されたときに生ずるであろう被害の有無、程度を明らかにし、その結果により、現在の方法よりはたして公害の発生が低いと言えるかどうかを厳密に検討し、そのうえで、本件予定地に本件施設を建設する以外適当な方法がないと判明した場合にはじめて、その調査結果に基づき具体的な被害者に対する補償問題なども含めて、住民を説得する等の措置を取るべきである。しかし、そのような調査をした上で、その結果をふまえて交渉をしたとの疎明はないから、『特別の事情』があるとはいえない。」

以上の理由によって、差止が認められたのです。

従って本件において参考となるのは、行政はまず住民の納得、合意を得るよう努力する義務が存しており、その説明のために必要な資料として環境影響調査を行い、他の方法との比較検討を行うべきであり、そのうえで建設計画以外に他の適当な方法がないということが明らかにされた場合に、はじめて被害補償を含めて住民らを説得する等の措置を取ること、それらを行わなければ、その事業は違法となり、差止が認められる、ということなのです。私たちはこの判決の示した判断が正しいあるべき考え方だと確信しています。

国の答弁書によれば、今回の事業では現地影響調査を行ったし、他の代替案の検討もした、と主張しているようです。しかしそれはあくまで「一般的」「形式的」に行われたに過ぎません。答弁書では現地影響調査よれば、事業によって失われる利益は「自然環境への影響であり、しかも総合的に判断してその影響は小さいと評価されている」と主張しています。地権者に限定してさえも、奪われるものの本質をまったく考慮しようとさえしていない影響調査です。ましてや地域全体の生活住民に及ぼす影響など、まったく考慮されていないのです。

裁判所は、ぜひ澄んだ目で、これまでの事実の経過を見てください。本当にこの事業に「必要性、公共性」が存するのか。抽象的形式的一般論の理屈ではなく、地権者たちが訴える具体的な事実そのものを直視していただきたいと切望します。

そのことによって、同時にまた地権者たちが強権的に乱暴に奪われようとしているものが、よりよく見えてくるはずです。決して、土地建物の値段などでは評価できない、してはならない「人としての尊厳」そのものが踏みにじられているのだということが御理解いただけたらと思います。

適切な審理が進められますよう、切望します。

3. 原告団事務局が発足しました。

石木ダムにストップをかける法的手段として、「事業認定取消し訴訟」と「工事差止仮処分申立」が提訴されています。石木ダムの必要性についての話し合いに応じない長崎県と佐世保市を話し合いの場につかせて、石木ダム事業の中止を求めることが目的です。

「事業認定取消し訴訟」は「事業認定そのものが違法であるから取り消すこと」を求める行政訴訟です。事業認定で具体的な損失を被る人（地権者など）が提訴できるとされている訴訟で、2015

年 11 月 30 日に 110 名の原告が提訴し、この 4 月 25 日に第 1 回口頭弁論が持たれました。

工事差止仮処分申立は、石木ダム事業に関係する工事すべての中止を求める訴訟で、石木ダム事業及びその工事によって自分の人格権が侵害されるとする人ならば誰もが申立ができる民事訴訟です。2016 年 2 月 2 日に 505 人が申立て、5 月 16 日に第 1 回審尋がおこなわれました。

これら二つの訴訟の進行が原告・申立人の中で共有されることを目的に、この度、**石木ダム訴訟原告団事務局が発足**しました。連絡先と担当者は右の通りです。

石木ダム訴訟原告団事務局

〒857-0834 長崎県佐世保市潮見町 1-30-1311
ishiki-hotaru@buz.bbq.jp (松本美智恵)
電話 0956-80-1754 (携帯) 090-6171-5810
F A X 095-898-4034 (担当・田代圭介)

石木ダム訴訟原告団事務局が発足にあたって原告・申立人の皆さんに宛てた手紙の抜粋を紹介いたします。

“2つの裁判を担うのは、力強い11人からなる石木ダム対策弁護団ですが、私たち原告も思いを共有し、弁護団を支えて共に闘っていかねばなりません。これだけ多数の原告同士が手を繋ぐには、やはり事務局が必要！との声が大きくなり、4月半ば石木ダム訴訟原告団事務局がようやく発足しました。”

これまで、原告になったものの、何がどうなっているのか状況が全くわからないと不安に思われていた県外の方もいらっしゃることでしょう。あらためてお詫び申し上げます。

事務局一同、不慣れではありますが、まずは皆様の連絡先や連絡手段を確認し正確な名簿作りに取り組んでおります。その態勢が整いましたら、徐々に情報発信を充実していきたいと思っています。”

石木ダム事業認定取消訴訟原告と工事差止仮処分申立人の皆さま、両法廷闘争の支援金を提供いただいている皆さまには、公判・審尋の進行に合わせて、石木ダム訴訟原告団事務局から情報が発信されます。ご期待ください。

4. マスコミ報道

(1) 長崎新聞 2016年5月12日

「長崎県は、すべての未買収地を強制収用（行政代執行）につながるレベルに乗せた。徹底抗戦を構える地権者らを立ち退かせるには代執行が不可避。13世帯約60人の暮らしを公権力が根こそぎ奪い取るという、現代日本ではおおよそ想像しがたい光景が現実味を帯び始めた。」

と解説しています。

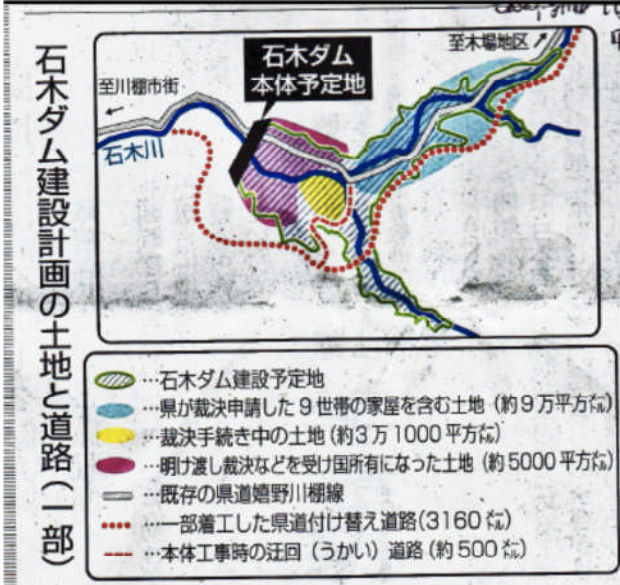
石木ダムで県

全収用予定地 裁決申請

新たに反対地権者9世帯分

2016年5月12日
長崎新聞

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業で、県は11日、反対地権者13世帯のうち9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地について、県収用委員会で裁決申請した。これと併せて、新たに反対地権者9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地について、県収用委員会で裁決申請した。これと併せて、新たに反対地権者9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地について、県収用委員会で裁決申請した。これと併せて、新たに反対地権者9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地について、県収用委員会で裁決申請した。



裁決手続きが始まる。県は収用予定地を3回に分けて裁決申請した。既に収用委員会は迂回道路用地約5千平方メートルを裁決済み。4世帯の宅地を含むダム本体用地約3万1千平方メートルも先に審理している。

2017年度のダム本体工事着手を目指す県は「治水、利水の両面で必要な事業であり、工期に沿うよう申請した」とした。中村法道知事は「自然災害が相次ぐ中、一刻も早い完成により住民の安心、安全を確保したい」とコメントした。

（前田敏宏）

手続きは前進も “袋小路”の様相

解説 県は石木ダム実現に向け、全ての未買収地を強制収用（行政代執行）につながるレベルに乗せた。徹底抗戦の構えの地権者らを立ち退かせるには代執行が不可避。13世帯約60人の暮らしを公権力が根こそぎ奪い取るという、現代日本ではおおよそ想像しがたい光景が現実味を帯び始めた。

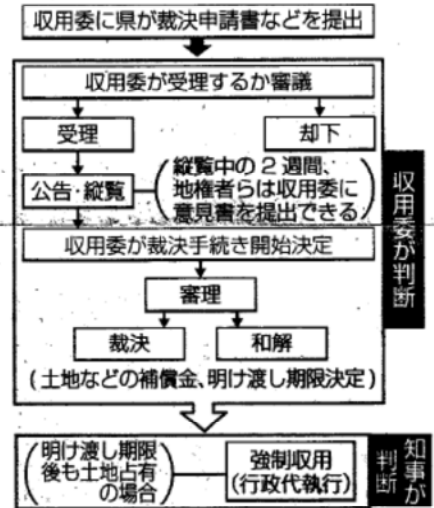
半世紀にわたり反対運動

激しい反対運動により、県が先に申請した家屋や農地の収用裁決の審理は停滞し、付け替え道路の工事も前進する気配はない。にもかかわらず今回、全世帯の家屋を収用委員会で裁決したこと、県は事実上、話し合いによる解決の道を閉ざしたといえるだろう。

もし、機動隊を投入した34年前の強制測量のような壮絶な光景を見せられた時、県民の大多数が「仕方ない」と思えるほど石木ダムの必要性への理解が浸透しているとは思えない。それでも県は本気で強硬手段に打って出るのか。手続きは上は一步進んでも、実際には前にも後ろにも進めない「袋小路」にいよいよ追い込まれたようにも映る。

（東彼支局・熊本陽平）

石木ダムをめぐる裁決申請の主な手続き



収用手続き長期化の公算

県と佐世保市が2022年度完成を目指す石木ダム。県は11日、全収用予定地約12万6千平方メートルのうち、残っていた約9万平方メートルの裁決申請に踏み切ったが、反対地権者の抵抗は強く、県収用委員会の審理が長期化する可能性が高い。収用委の審理では、用地取得に向け、補償金や明け渡し期限を決める。期限を過ぎても地権者が占有し続けた場合、強制収用するか知事が判断する。県の工程表によると、国の事業認定を受けた13年度から5年間で用地取得を完了し、17年度からダム本体工事に着手する。県が4年9月に裁決申請した迂回道路用地(約5千平方メートル)分は、地権者側が「ダムは必要ないと伝えた」として県収用委の審理に応じたため、結果的に手続きは進み、約1年後の15年10月末までに国に所有権が移った。しかし、県が15年7月に裁決申請したダム本体用地(約3万1千平方メートル)分では、同年10月に審理が始まったものの、地権者側はたびたび、会場前で人垣をつくり委員の入室を阻止。申請

から10カ月以上たった現在も審理を終えられずにいる。今回は審理対象の土地がさらに広く、一坪地主を含め権利者が多い。反対派は「審理は開かせない」と徹底抗戦の構えをみせており、県収用委員事務局の県用地課は「通常の公共事業は裁決申請から明け渡しまで最短1年だが、長期化も考えられる」との見方を示した。(緒方秀一郎)



長崎新聞 2016年5月12日

県用地課は「通常の公共事業は裁決申請から明け渡しまで最短1年だが、長期化も考えられる」と見ているようです。

13世帯の皆さんは「これまで通りの生活を続けるだけ」と明け渡すことはありえません。

長崎県と佐世保市による「こうぼるの直民地化」を全国の皆さまとの連帯で阻止しましょう。

石木ダム

「生活続けるだけ」

地権者、反対貫く構え

石木ダム建設に向け県が全ての収用予定地の裁決申請を終えた11日、新たに自宅が対象に入った東彼川棚町岩屋郷の地権者たちは怒りをあらわにする一方、「県が手続きを進めようが、ここで生活を続ける」

今回の申請は8月1日までに終わらなければ事業認定が失効するという県側の事情もあった。このため、反対地権者の代表格、岩下和雄さん(69)は「単に手続きできない」と意に介さず、「土地は一粒たりとも渡さない。私たちがこれまで通り生活を続けていくだけ」と気持ちに揺るぎがない様子だ。(佐世保市役所)

炭谷猛さん(65)は「今のやり方では通用しないと(県は)分からないのか。なぜそこまでやるのか理解できない」と憤った。岩本宏之さん(71)は「家屋の明け渡しまで手続きが進んだとしても、そこから先が問題。住んでる人間をどうするつもりか」と再三と迫る。

今回裁決申請された土地を含むダム建設予定地
12015年10月16日、川棚町(小型無人機ドローン)撮影
号)で撮影)

論説

長崎新聞 2016・5・13

失敗事業へ向かう道

石木ダム

東彼川棚町に計画される石木ダムは1975年の事業採択から40年、82年の強制測量という失態によって、この事業は迷路に入り、長い時間が過ぎてしまった。現在も完成していない責任の相当部分は県にある。

県は11日、反対地権者9世帯の家屋を含む約9万平方メートルの未買収地を、県収用委員会に裁決申請した。これで反対地権者13世帯の土地と家屋に対する裁決申請が全て終わり、強制収用に必要な手続きは収用委員会による裁決だけとなった。

収用委が受理すれば、裁決の手続きが始まる。裁決された場合、家屋を含む土地は180日以内に、含まない土地は60日以内に県に明け渡さなければならない。

この計画は失敗公共事業へと向かっている。反対する地権者が頑強に抵抗している。完成すれば巨大な自然破壊となる。だが理由はそれだけではない。

しをより良くし、一面では経済の刺激にも役立ってきた。長崎県は戦後こうして発展してきた。今後それは続く。しかしこの事業は、やり方を間違っている。

大型事業は程度の差こそあれ自然を壊す。それでも必要性に異論がない事業は容認されてきた。この事業の必要性には大きな疑義が出ている。国が必要だと認めるだけでは足りない。県は、県民に説得力のある説明をできているのか。少なくともその切実度は理解されていない。

基礎整備が遅れた地方にとつて、公共事業は地域のまちづくり貢献し、住民の暮らしを向上させる得ない。

市と川棚町だけの問題ではない。県の説明相手は県民である以上、佐世保を中心とした大勢の県民に見守られている大勢の県民に止め、状況を緩和する努力に全力を注ぐときだ。(森永玲)

強制的に現実味を増す中、反対地権者は脅かされている。たとえ造っても、手法を問えない。強制収用の手続きを止める努力を怠らざるを得ない。

既に問題は反対地権者らによって法廷に持ち込まれている。たとえ造っても、手法を問えない。強制収用の手続きを止める努力を怠らざるを得ない。

既に問題は反対地権者らによって法廷に持ち込まれている。たとえ造っても、手法を問えない。強制収用の手続きを止める努力を怠らざるを得ない。

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
 事務局：〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28
 電話&FAX 045-877-4970
 メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp
 ゆうちょ銀行口座
 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
 00270-9-136202